

平成30年度税制改正要望書

平成29年10月

一般社団法人 電子情報技術産業協会
会 長 長 榮 周 作

はじめに

近年のビッグデータ、AI（人工知能）、ネットワーク等の技術の進展により、あらゆるモノがインターネットで繋がり、それらの多種多様なデータを集積、分析して価値を創造する情報として活用する IoT の時代がグローバル規模で“既に到来しており”、従来の産業構造や社会構造が大きく変革（デジタル革命）しています。

この流れの中で、海外企業はデータを活用した製品とサービスの一体化によるユーザーオリエンテッドなビジネスモデル、またモノ作りだけでなくエコシステムを構築するビジネスモデルへの変革に成功しています。その結果、そこから得られた豊富なデータ（情報）と潤沢なキャッシュ等をもとに、「研究開発投資」、「“時間・技術等を買う”という意味での M&A」など戦略投資に加え、「徹底した顧客視点＝課題解決と顧客基盤の構築」と「オープン化」によって新たなビジネス領域を急速に拡大しております。

日系 IT・エレクトロニクス各社においても、事業構造改革、財務基盤の強化のフェーズを経て、今後は AI 等を活用した IoT システム・サービス等による顧客と一体化した「新たなビジネス分野の拡大」や「研究開発投資」、「時間・技術等を買う M&A」等の加速が必要不可欠です。

わが国政府においても人口ボーナス期からオーナス期へ突入し、高齢化の急速な進展に伴う社会保障費の増加や働き方・担い手不足の問題、地域経済の縮小等、様々な社会課題が顕在化していることを背景に、「未来投資戦略 2017」で掲げた「産業」、「社会」、「行政」でのデータを活用・連携した課題解決とイノベーション創出による超スマート社会（Society5.0）の実現を加速させるとしております。

このような中、IT・エレクトロニクス産業は、あらゆる産業や社会システムの生産性向上にとどまらず、新たなビジネスを創出や、社会のイノベーションを起こすためのプラットフォーム（製品、技術、サービス等）として、社会課題の解決と日本経済のさらなる活性化に貢献できると考えていることから、別記のとおり Society5.0 の実現に向けた政策の一つとして税制面での事業環境整備を強く要望いたします。

～要望項目一覧～

【重点要望項目】

- (1) IoT 関連投資を促す税制措置の創設
- (2) 償却資産に係る固定資産税における償却計算の見直し（法人税と同一化）
- (3) 繰越欠損金制度における繰越期間の延長（10年→20年へ）
- (4) 事務負担軽減に資する申告手続き等の見直し

【一般要望項目】

◆産業競争力の強化等に資する項目

- (1) 繰越欠損金制度の見直し
- (2) 外形標準課税の取扱い
- (3) 外国税額控除制度の見直し
- (4) 二国間租税条約の新規締結・改定の促進
- (5) 移転価格税制の取扱いの再検討
- (6) BEPS 関連
- (7) 減価償却制度の見直し
- (8) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し（不算入割合を現行95%から100%とする）
- (9) 会計基準変更への対応

◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制

- (1) 組織再編税制の整備
- (2) 連結納税制度の見直し
- (3) 非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件の緩和

◆消費税関連における事務負担軽減に資する項目

- (1) 消費税95%ルール復活・見直し
- (2) 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃

◆その他

- (1) 印紙税における課税範囲の見直し
- (2) 所得拡大促進税制の見直し
- (3) 電話加入権の損金算入
- (4) 寄附金の損金算入限度額の拡大等
- (5) グリーン電力証書の購入費用の損金算入
- (6) 貸倒引当金制度の復活
- (7) 技術研究組合の所得計算の特例制度の恒久化

〔地方税関係〕

◆地方税の包括的見直し（抜本的整理）

- （１）固定資産税の見直し等
- （２）法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保
- （３）事業所税の廃止

◆地方税の簡素化

- （１）地方税への連結納税制度の導入
- （２）連結納税における中間申告の仮決算方式の導入
- （３）法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し
- （４）法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設
- （５）超過課税の廃止

【重点要望】

(1) IoT 関連投資を促す税制措置の創設

Society5.0 を実現するためには、あらゆる分野・産業が多くのデータを単に管理するだけでなく、社内外のシステム・データの連携を進め、データの利活用により生産性の向上のみならず諸課題の解決を図っていく必要があります。

そのため平成 29 年度税制改正において研究開発税制の対象費用にビッグデータ等を活用したサービス開発に係る費用も対象になりました。税制以外ではデマンドサイドとサプライサイドが共にデータを利活用できる環境整備として各種ガイドライン（カメラ画像利活用ガイドブック Ver.1.0 [本年 1 月]、データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver.1.0 [本年 5 月]）が策定されたところです。

この流れを更に進めるために、データを利活用するための基盤整備として IoT 関連システムの構築や AI・IoT プラットフォームサービスの社会実装を促していく必要があることから、以下の資産取得や役務の利用に係る費用に対し税制上のインセンティブ（特別償却・税額控除）を設けていただきますよう要望いたします。

＜データを利活用するために必要となる資産や役務例＞

- センサーやドローン、ネットワークカメラなどのセンシング機能を有するモノやロボットや工作機械、建設機械などのアクチュエーション機能を有するモノ、更にサーバなどの膨大なデータを蓄積可能なモノ、機器の制御やデータ連携等を行うためのソフトウェア等
- データを付加価値に変えるために有効な AI 等を活用したプラットフォームサービス（データを分析・解析したソリューション [需要予測、エネルギー管理、保守] 等）
- IoT 化に伴いリスクが増加するサイバー攻撃への対策として、社内セキュリティ強化に資する資産（ハード・ソフト）の取得と、日々攻撃内容が変わるサイバー攻撃への監視サービス・脆弱性診断サービス等

(2) 償却資産に係る固定資産税における償却計算の見直し（法人税と同一化）

平成 19 年度改正において、法人税法における償却計算は改正されましたが、償却資産税は改正されておられません。

そのため一つの有形固定資産に対する償却計算は、会計・法人税（新旧定率法）・償却資産課税の 4 本建てとなり、申告実務が煩雑となっています。その現状を鑑み、

国税では認められている月割り償却、割増償却、特別償却を償却資産課税においても認め、評価額の最低限度は残存価額 5%を廃止し、備忘価額の 1 円とするよう要望いたします。

(3) 繰越欠損金制度における繰越期間の延長（10 年から 20 年へ）

欠損金の繰越控除は、継続的に行われる事業活動を形式的に事業年度ごとに区切って所得金額を計算するために生ずる矛盾を解消し、租税負担を適正にするために税法上で認められている制度であり、諸外国でも広く存在します。

その中で、平成 27、28 年度改正にて、法人実効税率引下げ財源として、所得控除限度額(所得の 80%)を平成 27 年度に 65%、平成 28 年度に 60%、平成 29 年度に 55%、平成 30 年度に 50%へ引下げられ、かつ繰越期間は 9 年を平成 30 年度に 1 年延長し 10 年とされたことで、当産業が競争する諸外国と比べて、はるかに見劣りするものとなりました。

課税の公平性確保および国際競争力強化の観点や長期的視野での投資拡大を後押しすることに加え、「リスクテイク・チャレンジできる社会」の実現の観点からも、諸外国から見劣りしている繰越期間を 20 年へ延長するよう要望いたします。

(4) 事務負担軽減に資する申告手続き等の見直し

①法人税および消費税の申告期限の延長（諸外国と同等に）

申告期限（含む延長）については、諸外国を見ると、例えば英国は事業年度終了日から 1 年間、米国は 8.5 ヶ月間あり、税務担当者は日本とは異なり会計業務も兼務するなど柔軟な業務体制となっています。

一方、わが国の申告期限は 3 ヶ月間、連結納税企業の場合は 4 ヶ月間と極めて短い期間のなかで申告作業をしている現状です。

そのため申告作業の平準化（働き方改革）の観点から、法人税や消費税の申告期限を 1 年間、少なくとも 9 ヶ月間程度まで延長していただきますよう要望いたします。

②電子申告関連の見直し

本年 6 月に公表された「未来投資戦略 2017」において行政手続きコスト削減の徹底として、「国税」「地方税」とともに電子申告の義務化の実現を前提とするなど、「事業者目線での規制・行政手続きの簡素化、IT 化の一体的推進」が明記されておりますが、実際の電子申告の実態を鑑み、より使い勝手が良く、また事業者と自治体等が共に実効性ある電子政府の実現に向けて以下のとおり要望いたします。

＜電子申告での改善点＞

- e-Tax（国税）において添付書類（計算書類等）をPDFで提出できるようにしていただきたい（eLTAXでは添付書類はPDFで提出可能）。
- eLTAX（地方税）においてPDFの添付書類を一括でアップロードできるようにしていただきたい。
- eLTAXにおける添付書類のアップロード容量を増加していただきたい。
- 申告集中時期における混雑緩和策を講じていただきたい（サーバの強化等）。
- 申告時における電子証明書の添付は代表者の電子署名だけとしていただきたい。
- eLTAXで届出書を出す際、同じ届出書を一回の操作でまとめて送信できるようにしていただきたい。
- 電子申告完了時において受付完了がわかるようにしていただきたい（メールでのリアクション等）
- 中間納付法人税割と均等割納付額の相殺を行う場合においてもeLTAXで電子申告できるようにしていただきたい。
- 更生の請求においてもeLTAXで電子申告できるようにしていただきたい。
- e-Taxでの入力文字数制限を緩和していただきたい（住所情報、会社名情報）
- e-Taxを用いた消費税申告時において自動計算される箇所とされない箇所を識別しやすくしていただきたい。

＜フォームの統一＞

- 自治体ごとに様式が異なる地方税の届出書を統一していただきたい。

＜電子申告義務化となった際の運用＞

- 連結納税を適用している場合は、個別帰属額の届出書を連納子会社が各所轄の税務署へ提出することを不要としていただきたい。
- 申告書、添付書類を一部紙で提出することを可とする運用を継続いただきたい。
（新規の別表〔租税特別措置の関係等〕についてシステム未対応のケース、〔連納子会社も対象となった場合で〕新規に連納子会社となった会社が未対応のケース等を想定）

＜申告等の電子化をより有効に活用する仕組み＞

- 法人番号制を活用し、本店所在地または主たる事業所等の自治体への一括申告・納付を可能とするシステムを創設していただきたい。

＜その他＞

- 申告書と「特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項等届出」のシステムを同一化していただきたい。
- 多国籍企業情報のシステムにおいて入力データの保存を可能とすることに加え、入力内容のチェック機能を追加していただきたい。
- 国税のホームページに掲載されている申請書等は PDF 版ではなく WORD, EXCEL 版も掲載していただきたい。

【一般要望】

◆産業競争力の強化等に資する項目

(1) 繰越欠損金制度の見直し

①控除限度額（平成 30 年度 50%）を更に縮減しないこと

わが国の欠損金制度の控除限度額は、昨今の法人実効税率の引下げ財源として、平成 27 年度改正にて控除上限が 65%、平成 28 年度改正にて 60%となり、平成 30 年度には 50%にまで制限され、諸外国に比べて大きく見劣りする制度となりました。

課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から企業経営を行う上で非常に重要で、新市場分野への進出など大胆かつ機動的な事業運営に欠かせない制度あり、諸外国から見劣りしている控除限度額を更に縮減することがないよう要望いたします。

②繰戻還付制度の復活（現在停止中）

課税の公平性を確保するとともに、欧米諸国との税負担の不均衡（米国ではキャピタルロス 3 年間の繰戻と 5 年間の繰越が可能）を是正し、国際競争力を確保するためには、現行制度は業績低迷時における企業の投資意欲を阻害する要因となります。このため、平成 4 年度から停止中（停止期限：平成 30 年 3 月末）の繰戻還付制度を復活するよう要望いたします。

(2) 外形標準課税の取扱い

①外形標準課税を更に強化しないこと

昨今の法人実効税率の引下げ財源として、税収中立のもと法人事業税の所得割税率を引下げ、外形標準課税（付加価値割税率・資本割税率）が拡大されました。

この結果、当業界は従業員を多く抱えていること、また昨今の業績改善による

従業員への還元の実施などにより、賃金課税が中心の付加価値割の負担が大きく増え、企業の税負担は軽減どころから実質負担増となっている実態となっていることから、これ以上、当該税制を拡大しないよう要望いたします。

②付加価値割における算出基準の簡素化（単年度損益を課税標準から除外）と 申告記載事項の簡略化

付加価値割に関し、事業の外形を現していない単年度損益を課税標準から除外するなど、算出基準の簡素化と、申告事務に多大な労力を要する申告記載事項の簡略化を要望いたします。

（３）外国税額控除制度の見直し

現在「外国子会社配当益金不算入制度」において、内国法人が外国で直接納税した税額については、控除対象外国法人税額があるにもかかわらず、企業所得の減少により、当期の控除が不能となるケースがあります。現在認められている３年間の繰越期間で控除できない場合には切り捨てとなり、企業の税負担が過重となります。

海外諸国の大勢からも不利であり、わが国企業の競争力にも大きな影響を与えていることから、国際競争力を維持・向上する支えとして、外国税額控除制度については、以下３項目について、見直すよう要望いたします。

①控除不能となった繰越外国法人税の損金算入

②控除限度超過額等において現行繰越期限（３年）から欠損金と同じ繰越期間とする

③外国税額控除の控除限度額計算に用いる法人税額は試験研究費等の税額控除前の法人税額とする

（４）二国間租税条約の新規締結・改定の促進

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、わが国としては租税条約ネットワークの整備を図る必要があります。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や、源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を要望いたします。

日本の知的財産立国を後押し、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払に関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されるよう要望いたします。

また、配当に係る源泉税の扱いは国によって異なっており、平成 21 年度の外国子会社配当益金不算入制度の導入により、源泉税が控除できなくなる場合があるため、二国間租税条約の見直し等（特に中国、台湾における源泉税）を要望いたします。

①日本との取引が多い国・地域との租税条約の早期締結の推進

②各国との租税条約改定の促進（ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃、インドとの租税条約から「技術上の役務」の削除、無形資産取引定義の明確化など）

（５）移転価格税制の取扱いの再検討

移転価格税制の適用を巡っては、海外拠点に対する経営指導や技術供与等の取引については、海外の税務当局の取り扱いと齟齬をきたすこともあり、かつ、課税後に相互協議による調整が行われない場合には、二重課税が生じます。このため、更正処分に伴う経済的二重課税状態を可能な限り発生させない、といった観点から以下 5 項目について要望いたします。

①相互協議の結果に基づく過年度修正一括調整規定の創設等

所得調整は複数の過年度に跨るケースが多く、企業の事務負担は、極めて煩瑣な状況にあります。相互協議の結果、過年度の所得調整が必要な場合には、法人税・地方税ともに、相互協議決着の日の属する事業年度の課税所得で一括調整を図る仕組みの創設を要望いたします。

②「国外関連者」基準の見直し（出資比率 50%以上→50%超）

持株比率 50%の会社などは、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、適用対象外とするよう要望いたします。

③相互協議担当局との事前連携強化（相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること）

平成 19 年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、本邦課税の納税を猶予するとともに延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられています。また、会計上は更正通知を受領すると当該金額を損益計算書上に反映させる必要があります。租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相手国政府との事前合意を課税の成立要件とする制度の導入を要望いたします。

④APA（事前確認制度）および相互協議の一層の迅速化・効率化

複雑化する二国間の課税問題に対処するため、APA（事前確認制度）、相互協議の

迅速化、効率化を要望いたします。

⑤移転価格と国外関連者への寄付金の区分明確化

国家間の見解の相違による寄付金は、企業にとって二重課税であり、相互協議の対象とするべきであると考えます。例えば、日本企業が海外で広告宣伝等を行う際、本社での費用負担は寄付金課税の対象になる恐れから、企業の広告宣伝戦略の選択肢を狭め、効果的な海外展開を阻む一因となっていることから、事務運営指針における価格調整金と寄附金の明確化を講じるよう要望いたします。

(6) BEPS 関連

①外国子会社合算税制（CFC 税制）の見直し等

<合算対象となる外国関係会社の範囲の適正化>

平成 29 年度改正内容と諸外国での法人実効税率の引下げ動向を踏まえると、今後の確認が必要となる外国関係会社数が大幅に増加する可能性があることから、税制の簡素化および事務負担軽減の観点から、以下 3 項目について見直すよう要望いたします。

○対象となる外国関係会社の適用免除基準（税率 20%以上）を本邦法人実効税率引下げの動向に合わせて見直していただきたい。

○ペーパーカンパニー等の特定外国関係会社の適用免除基準（税率 30%以上）についても、適宜見直していただきたい。

○ホワイトリスト制度を導入いただきたい。特に米国と英国については当該リストに含まれるよう検討いただきたい。

<経済活動基準の見直し>

平成 29 年度税制改正により、外国関係会社の受動的な所得を広範に捕捉する仕組み（キャッシュボックスの全部合算制度の導入、経済活動基準を満たし合算課税対象となる外国関係会社の受動的所得（資産性所得）の部分合算制度の範囲拡大）が整備されましたが、複数の事業を行っている場合に実体ある事業からの所得まで合算課税を課すという不合理な結果（オーバーインクルージョン）を招きかねないものであることから、以下について見直すよう要望いたします。

○コンテンツ（ソフトウェア）事業を営む外国関係会社など所在地国において事業実体を有し、かつ、所在地国に当該産業に取り組むための事業環境が整っており、当該国で事業運営を行うことに経済合理性が認められる場合には、事業基準の

判定上、特定事業に該当しないものとしていただきたい。

＜合算所得及び納税義務者の範囲の適正化＞

グローバルでの事業規模の拡大やイノベーション創出・技術革新を目的とする技術・人材確保等の戦略投資の一環として外国多国籍企業を買収することが増えてきている中、買収後に本邦企業として不透明な税務リスクの排除や事業管理上の効率化など、シナジー効果向上のための機能統合等グループ内組織・資本再編を行うことがあります。

しかしグループ内組織・資本再編の結果から生じる株式譲渡益(キャピタルゲイン)等が発生した場合、現行の CFC 税制では合算課税が生じるため、事業再編の実行における足かせとなっていることから以下 2 項目について見直すよう要望いたします。

○買収後のグループ内組織・資本再編による子会社株式譲渡益(キャピタルゲイン)の合算対象所得に対する課税の繰延や買収後の一定期間の間は合算課税の対象外とするなどの措置を講じていただきたい。

○完全支配関係を有する外国関係会社から内国法人への現物分配について、課税繰延への取扱いを認めていただきたい(租税負担割合及び課税対象金額の計算上、非課税所得として足しこむべき所得から現物分配に伴う譲渡益を除外する)。

＜受動的所得における利子に関する例外規定の明確化＞

平成 29 年度税制改正により、受動的所得における利子に関する例外規定が盛り込まれましたが、除外されるグループファイナンスに係る利子等の要件である「通常必要と認められる業務のすべてに従事している」ことに関して以下 2 項目について明確化するよう要望いたします。

○内国法人に承認を求めることや、協議・報告を行うことの実態があるとしても、そのことだけでは通常必要と認められる業務に該当しないことにはならないこと。

○親会社がグループ全体の方針決定や債務保証をしているという事実があるとしても、そのことだけでは通常必要と認められる業務の全てに従事していないとはならないこと。

②過大支払利子税制関連

わが国の過大支払利子税制は、平成 25 年度から適用されて 4 年しか経過していないことを踏まえ、中期的に取り組むべき事項を慎重に検討することが肝要であり、当面の間は以下のとおり対応するよう要望いたします。

・制限対象とする利子範囲は対国外かつ対関連者の純支払利子である現行制度を

維持すること。

- ・調整所得金額には受取配当益金不算入額や海外子会社配当益金不算入額を含む現行の概念を維持すること。
- ・現行 50%とされている固定比率の水準を維持すること。

③移転価格税制における所得相応性基準について

- ・導入に向けた検討にあたっては、産業界の実態を把握し、競争力を損なわないようにしていただくとともに、仮に導入することになる場合においてはその範囲を明確化するよう要望いたします。

④移転価格税制に係る文書化制度の見直し等

- ・いわゆるローカルファイル作成義務範囲から、事前確認制度（片務を含む）を締結している国外関連者及び外国子会社合算税制の適用を受けている国外関連者を除外するよう要望いたします。
- ・マスターファイル、国別報告事項（CBCR）の作成及び提出義務に関し、わが国企業に混乱を生じさせないために、各国が OECD ルールに準拠し国内法を整備し実施されるよう日本政府から各国へ働きかけていただくよう要望いたします。

（7）減価償却制度の見直し

①減価償却費の損金経理要件の廃止

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却費については、会計と法人税法の乖離が拡大することが予想されております。会計上、計算された減価償却費については、損金経理要件が付され、税法上の償却限度額までしか損金算入が認められていないことから、損金経理要件を早期に廃止するよう要望いたします。

②取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の取得時の全額損金算入および

一括償却資産の 3 年均等償却制度の廃止

現行の少額減価償却資産については、本来の 10 万円基準と、3 年間均等償却資産の 20 万円基準、更に中小企業には特例措置として 30 万円基準（期限：平成 30 年 3 月末）が存在しております。IT 投資の促進や税制の簡素化を図るため、大企業においても取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、20 万円未満の 3 年償却制度の廃止を要望いたします。

③減価償却資産の耐用年数の簡素化

現在の耐用年数については構造用途別、細目別で決めておりますが、事務負担軽減の観点から簡素化するよう要望いたします。

(8) 外国子会社配当益金不算入制度の見直し（不算入割合を現行 95%から 100%とする）

現在、海外子会社からの受取配当金の 95%部分は、国内では益金に算入しないこととなっておりますが、国内への利益還流を更に促すため、全額を益金不算入とする措置を要望いたします。

(9) 会計基準変更への対応

わが国の会計基準の当面の方針は、連単分離により、単体について日本基準を堅持することとされておりますが、日本基準においても国際会計基準の影響を受けることが想定されます。会計基準と法人税法の乖離は拡大することが予想されており、特に減価償却資産については、会計基準と法人税法の考え方が基本的に異なるものとなる可能性があり、会計処理を基準とする損金経理要件の意義が無くなると考えられます。

一方、既に会計上認められている経理処理につき、会計基準と平仄を合わせるため、税制上の措置を要望いたします。

①減価償却費の損金経理要件の廃止（前述）

②減損損失の損金算入

③資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入

④試験研究費の発生時の損金算入

◆企業経営形態との整合・適正化に関する税制

(1) 組織再編税制の整備

①株対価株式取得に係る株式譲渡損益および譲渡所得の繰延措置

産業活力再生特別措置法の改正により、自社株対価 TOB の円滑化を目的とした「会社法特例措置」が施行され（平成 23 年 7 月 1 日）、M&A の一つ的手段である株対価株式取得が行いやすくなりましたが、税制は株対価株式取得の際に、譲渡益、譲渡所得に対し課税されることとなっており、組織再編が進まない原因の一つになって

おります。

一方、米国、英国、ドイツ、フランス等の諸外国では株式を対価とした組織再編に対しては課税の繰延が可能となっていることから、企業再編手法の選択肢を増やすことに繋がる本税制措置を創設いただきますよう要望いたします。

②繰越欠損金の引継ぎ制限を受ける特定資本関係を現行5年から3年程度に短縮

平成22年度改正でみなし共同事業要件を満たさない適格合併であっても、被合併法人と合併法人との間に「合併事業年度開始の日の5年前の日」、「合併法人の設立の日」、「被合併法人の設立の日」の3つの日のうち、最も遅い日から継続して支配関係がある場合には、繰越欠損金の使用制限は、適用しないものとなりましたが、「合併事業年度開始の日の5年前の日」を3年程度に短縮していただきますよう要望いたします。

また、現行法において「前の日」の記述があるために、5年間よりもう1年プラスされ、6年間を要するケースが出ていることから、「前の日」を撤廃していただきますよう要望いたします。

③組織再編時の柔軟な構造改革実施のために80%以上の従業員を継続雇用する要件の緩和

50%超100%未満のグループ内再編時において、被合併法人の従業員の概ね80%以上を引き継ぐ適格要件を緩和していただきますよう要望いたします。

④先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し、許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行うことがあります。このとき以下の事業関連性要件を全て満たす必要があります。

しかしこの要件のうち下記3については、そもそも受皿会社は、分割を受けることを前提としている会社のため、分割を受ける前に単独で事業を行うことはなく、自己名義、自己計算による商品販売等が無いことから要件を満たせず、非適格再編となる事例があります。

一方、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであることから、適格要件（特に事業関連性要件）の緩和を要望いたします。

<事業関連性要件>

1. 事務所、店舗、工場その他の固定施設を所有し、又は賃借していること
2. 従業員（役員にあつてはその法人の業務に専ら従事する者に限る）があること
3. 自己名義をもって、かつ自己の計算において法人税法施行規則3, 1, 1ハに

揚げるいずれかの行為（商品販売等を行うにあたり法令上必要となる行政機関の許認可等についての同号に規定する申請又は当該許認可等に係る権利の保有を含む）をしていること

⑤スピリット・オフにおける課税の繰延措置の創設

スピン・オフは親会社の株主の出資比率に応じて新設子会社の株式の分配を行います。スピリット・オフを用いた組織再編の場合、親会社株主側は、新設子会社の株式を親会社への出資比率に応じないで分配を受けることは出来る一方、相当する比率で親会社株の親会社への償還を行うこととなります。

このときの新株分配・親会社株式の償還の行為に対して、日本では親会社における子会社株式の譲渡益や親会社株主に対するみなし配当へ課税されることとなります。

一方、米国では同制度を使った組織再編の場合は非課税扱いとなっており、ベンチャー企業の買収やアライアンス等、技術・人材・時間を買う M&A 等、予測が難しい分野に対して迅速な投資判断を行う局面が増えている現状、組織再編の選択肢を増やすためにも同制度への繰延措置を創設いただきますよう要望いたします。

⑥日本版 LLC の創設

将来的な視点で戦略的な組織再編等の実現可能性を確保するため、日本版 LLP (Limited Liability Partnership) 制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、LLC (Limited Liability Company) と同種のパススルー課税制度の創設を要望いたします。

(2) 連結納税制度の見直し

①連結中間申告の申告期限の 2 ヶ月延長および納付期限の延長

本制度は、グループ各社の損益を合算して法人税を課すものであり、グループ全体の税負担を軽減して企業組織再編の一助となるべき制度であります。仮決算に基づく中間申告を採用した場合、2 ヶ月以内に申告業務を完了することが困難なため、確定申告と同様に更に 2 ヶ月の申告期限の延長および納付期限の延長を要望いたします。

②適用法人の見直し（持株比率 100%→80%以上へ拡大し、選択性とする）

連結グループを経済的に一体のものとする連結納税制度の趣旨から、持株比率が 100%ではない子会社までも実質的に支配をしていれば対象に含めるべきであり、適用対象子会社を 80%以上保有のものまで拡大することを任意選択できるよう要望

いたします。加えて、規模の小さい子会社まで強制的に加入させることは、税額計算上影響が軽微にもかかわらず、事務作業負担が増加し、非効率となるため、適用対象子会社を企業による選択制としていただきますよう要望いたします。

③受取配当金益金不算入制度の見直し

子会社株式の売却前に連結納税適用前の留保利益を配当する場合、投資簿価修正を通じて、子会社株式の譲渡益には子会社の連結納税適用前の留保利益が含まれることとなります。

子会社が支払配当をした際、単体納税の場合には、親会社は受取配当金益金不算入制度の適用を受けられるにもかかわらず、連結納税の場合は、連結納税適用前の留保利益に対して親会社で課税を受けることは、制度間の整合性がなく、また、利益に対して二度課税しないとの受取配当金益金不算入制度の趣旨に反しております。

特に、平成 14 年度制度導入以前に設立された 100%子会社について、連結納税適用以後に適用前の留保利益から支払配当したことで、当該金額が投資簿価修正の額に反映させられ、売却時に再度課税されることは、課税済み利益に対しての二重課税が生じることから、連結納税開始前の留保利益からの受取配当金についても、益金不算入となるよう制度の見直しを要望いたします。

④連結納税グループへの新規加入法人に対する時価評価課税の適用対象外範囲の見直し

現在は、一部の例外を除いて完全支配関係が 5 年以上継続している場合は、時価評価の対象外とされています。連結納税適用対象範囲の拡大と共に見直すことで、企業グループの活性化・組織再編スピードの一層の向上を促すことが可能となることから、「特定資本関係が 3 年以上継続していること」に時価評価対象外の範囲を拡大していただくよう要望いたします。

(3) 非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件の緩和

企業会計は厳格な減損処理が求められていますが、税務上損金として認められない場合は、税務と会計の乖離が大きくなるばかりでなく、特に関係会社株式の場合には、当該会社を清算しない限り、長期にわたり税務残高と会計残高の二重管理を強いられるようなケースも想定されることから、非上場有価証券減損額の税務上の損金算入要件を緩和（企業会計ルールへの近接化）するよう要望いたします。

◆消費税関連における事務負担軽減に資する項目

(1) 消費税 95%ルールの復活・見直し

消費税法導入以来、課税売上割合が 95%以上の場合には仕入れに係る消費税の全てを課税売上に係るものとみなして全額税額控除が認められてきた取扱いルールの撤廃に伴い、課税売上割合が 100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、過度な事務負担等を強いられています。

申告業務の重すぎる負担を解消し、労働生産性を向上させ、企業のリソースをより有効活用するためにもルールの復活と課税売上割合の見直しを要望いたします。

(2) 資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃

消費税 95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければなりません。課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難しく、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望いたします。

◆その他

(1) 印紙税における課税範囲の見直し

ペーパーレス化が進んだ社会において、文書に課税する現在の印紙税は課税の公平性の観点から合理性を欠いており、1号、2号、7号、17号などは課税対象から外すなど課税範囲の見直しを要望いたします。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

所得拡大促進税制が延長される場合、賃金台帳の要件等を外していただき、外形標準課税の報酬給与額と同じ金額とするよう要望いたします。

(3) 電話加入権の損金算入

現在、非減価償却資産となっている電話加入権については、繰延資産に準じた 5 年償却、または、電気・ガス・水道等の施設利用権の法定耐用年数に準じた 15 年償却とするなど損金算入できるよう要望いたします。

(4) 寄附金の損金算入限度額の拡大等

ベンチャー企業への支援や、特定公益増進法人に認定されていない団体等に対する企業の社会貢献を促すよう、一般寄附金の損金算入限度額拡大を要望いたします。

また、平成 27 年度改正にて地方税法上の取扱いとして法人事業税の外形標準課税および法人住民税均等割りの算定に係る資本割に関し、自己株式の買い入れ分を資本金等の額に加算されることになりましたが、国税（法人税法）上における寄付金損金算入限度額の算定においても平仄をとり、地方税法上と同様な取扱いとするよう要望いたします。

(5) グリーン電力証書の購入費用の損金算入

地球温暖化対策の推進に関する法律上の報告において、京都クレジットに続き「国内クレジット・J-VER およびその他大臣が認める制度」は CO2 削減分として反映できる制度が実現しましたが、グリーン電力証書は「その他大臣が認める制度」としてまだ認められていない状況です。グリーン電力証書の早期の制度化を図り、購入費用の全額を損金算入することを可能とするよう要望いたします。

(6) 貸倒引当金制度の復活

個別貸倒引当金の対象となる債権は、殆ど回収が見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入が認められなければ、企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望いたします。

(7) 技術研究組合の所得計算の特例制度の恒久化

技術研究組合が、試験研究の用に供するために取得し、または製作した機械設備（固定資産）について、帳簿価格を 1 円として財産目録に圧縮記帳する特例措置の恒久化を要望いたします。

〔地方税関係〕

◆地方税の包括的見直し（抜本的整理）

地方税における課税は、所得に応じた法人事業税の所得割、法人住民税の法人税割があり、外形課税として法人事業税の資本割・付加価値割、法人住民税均等割、事業所税の従業者割・資産割、固定資産税、都市計画税等多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて複雑なものとなっており、地方法人課税全体の整理・統合を要望いたします。

(1) 固定資産税の見直し等

①償却資産に係る固定資産税の廃止等

IoT 社会を見据えた戦略投資の一つとして、高付加価値品などを生産するマザー工場への先端設備投資を行っております。また、Society 5.0 の実現に向けて IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなど当業界の技術・製品を活用し、製品・サービスの付加価値化や生産性向上が全産業に求められているなかで、当該税制は一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっています。

投資コスト軽減による国内投資の活性化に向けて、「廃止もしくは新規取得分からの廃止」を要望いたします。

②固定資産税における建物評価の公平性と透明性

建物に関する固定資産税評価の仕方や制度内容が非常に複雑なため、納税者側でその適否をチェックすることはほとんどできない状況にあります。評価方法を簡素化するとともに、その透明性を高めるよう要望いたします。

③償却資産税における課税範囲の明確化と全国共通的な照会制度の導入

償却資産税の課税範囲について、地方税法が定める課税要件である「事業の用に供することができる資産」「法人税法上、減価償却費を損金に算入されるもの」の定義・解釈を明確化するとともに、全国共通の照会制度の設置等を要望いたします。

(2) 法定外税導入の意見聴取による課税の公平性確保

法定外税導入に際しては、納税義務者からの意見聴取を義務化し、総務大臣の同意に際しての判断内容の公表を法制化していただきますよう要望いたします。

(3) 事業所税の廃止

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と法人事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合のなかで廃止することを要望いたします。

◆地方税の簡素化

(1) 地方税への連結納税制度の導入

地方法人課税は、税目が多様であることに加え、申告書類が多く、計算も複雑であり、また、税率の異なる都道府県、市町村ごとに申告・納税を要します。特に、全国展開している企業にとっては、納税に係る事務負担が大きいことから、納税事務の簡素化に資する形で、地方税についても連結納税制度を導入するよう要望いたします。

(2) 連結納税における中間申告の仮決算方式の導入

連結納税制度における法人税の中間申告は、前年度実績による予定申告、または仮決算による中間申告のいずれかを選択できるものとなっております。同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においても、いずれかを選択できるようにするとともに、申告納付期限の2ヶ月延長を要望いたします。

(3) 法人住民税課税所得計算における試験研究税額控除の見直し

法人住民税の課税所得計算上、法人税で計算した試験研究費税額控除の金額については、現行法上、減算可能項目となっております。

国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても減算可能項目とするよう要望いたします。

(4) 法人市町村民税の法人県民税への合算申告制度の創設

申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告のみならず、確定申告や修正申告・更正の請求等において多大なる事務負担を費やしているのが現状です。

東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、市町村合併が進行した現在においては、同様の仕組みを他の道府県にも創設するよう要望いたします。

(5) 超過課税の廃止

超過課税の廃止により、全国一律の税率としていただきますよう要望いたします。

以 上